

## 海外学会との協定

高 橋 信 明

(防衛大学校)

日本光学会は現在、海外の2つの学会と交流協定を結んでいる。ひとつはSPIE (The International Society for Optical Engineering: 国際光工学会) であり、もうひとつは韓国光学会である。これは1989年に「光学懇話会」から「日本光学会」に改称して以来、加速しつつある本学会の国際化の一環と見なすことができる。海外学会との協定締結は、国際的に活動の場を広げようとする日本光学会自体にとって重要であるばかりでなく、会員諸氏に直接または間接的に利益をもたらすので、以下に協定の全文を掲載するとともに(付録)、歴史的経緯や付随する特典等について記すことにする。

### 1. SPIE との協定

#### 1.1 経緯等

SPIE は1955年に設立され、世界約70か国に1万4千余人の会員を擁し、光学・光工学の各分野とその関連分野を網羅する国際的な学会である。現在4つの論文誌をはじめ、毎年数多くの各種光学関係の書籍を出版している。SPIE は米国内外において、学術講演会や、学術講演会と展示会等の複合体であるイベントを多数単独開催するばかりでなく、世界各地の学会との共催や協賛というかたちで講演会を開催している。各種講演会に際して出版されるプロシーディングスは他に類を見ないほどの量で、世界の光工学界の財産となっており、その累積冊数はまもなく5000にならんとしている。

日本光学会との協定締結の経緯は、1993年に端を発している。1993年末、SPIE 会長が訪日された際に、SPIE 日本支部と日本光学会の代表者を交えて、会談が行われた。その中において、SPIE と日本光学会との関係強化をねらいとして交流協定が提案され、協定締結に向けて努力することによって一致を得た。あいにくと、この時期は「OPTICAL

REVIEW」の発刊等、日本光学会の変革/進展の時期であったため、協定に関する日本側での作業は遅れる傾向にあったが、3年にわたる検討の結果、1996年末に協定(MOU: memorandum of understanding) 案が合意されるに至った。翌1997年3月、日本国内において、SPIE 日本支部の吉沢徹教授(東京農工大学)の立ち会いのもと、日本光学会の代表者として横田英嗣幹事長(当時、東海大学)、朝倉利光前幹事長(同、北海道大学)、佐藤平八国際協力幹事(同、防衛大学校)が、SPIE 側の代表者として Prof. H. H. Arsenault (同、カナダ Laval 大学) と J. E. Pearson 事務局長が MOU に署名し、正式に協定が結ばれた。当初 MOU の有効期間は1998年12月31日までの2年間であった。最初の更新のための署名が1999年7月になされた(署名者: 山口一郎日本光学会幹事長、松本弘一同国際協力幹事、P. Schenker SPIE 会長、M. Weathersby 同事務局長)。その際、有効期間を3年とすること以外には内容の改訂は行われなかった。MOU の原案はもともと SPIE 側から提示されたものであり、若干バランスを欠く表現があったので、2度目の更新に際しての改定を目指し2001年夏ごろから MOU の前文およびすべての条項にわたって国際協力幹事を中心に日本光学会幹事会にて再検討が加えられた。日本光学会側からの新提案に対し SPIE 理事会が修正を加え、再度日本光学会幹事会で承認を得、新しく改訂された MOU が完成し、2002年3月に岩田耕一日本光学会幹事長および J. Harrington SPIE 会長により署名され発効した。第2回までは MOU 用紙に直接署名したが、第3回目はすべて電子的に行われた。すなわち、直筆の署名をイメージスキャナーでコンピューターに取り込み、ワープロ上の MOU に貼り付けてインターネット経由で電子メールの添付ファイルとして送付することにより、MOU の更新とした。

## 1.2 協定による特典・義務

協定文書に明記されている日本光学会会員の特典としては、以下の通りである。

- 1-1) 日本光学会会員は SPIE 主催の事業に参加できる。
- 1-2) 日本光学会と SPIE が共催した事業で発生した印刷物で SPIE が出版したものは、日本光学会会員は SPIE 会員と同じレートで購入できる。

MOU には明記されていないが、協定締結の結果 SPIE が主催ないしは共催する学術講演会等の事業に日本光学会として協賛する機会が増えるので、結果として次のことを特典として挙げることができる。

- 1-3) 日本光学会会員は日本光学会が協賛する SPIE の事業に SPIE 会員レートで参加することができる (Photonics Asia 等がこれに該当する)。

日本光学会は協定により次の義務を負う。

- 2-1) 学会役員・各種事業・その他に関する最新情報を交換する。
- 2-2) 両学会共催の共同事業を開催すべく努力する。
- 2-3) 日本光学会は SPIE 主催の事業を「光学」で会員に周知する。
- 2-4) 両学会はウェブ上で互いのホームページをリンクする。

上の 2-2) に基づき開催されたのが ICOSN (International Conference on Optical Engineering for Sensing and Nanotechnology) である<sup>1)</sup>。1999 年に第 1 回が、2001 年に第 2 回がパシフィコ横浜で開催され、日本光学会の国際化におおいに貢献した。

## 1.3 先送りされた検討事項

更新のための時間的な制約の関係で、先送りされた項目が 1 つある。改訂作業の過程において、SPIE から提示された条項のひとつに「両学会の会員は互いの学会の会員に 20%引きでなれる」というのがあった。これは SPIE 会員に対してというよりも日本光学会会員に対して、より大きなメリットがあると思われるが、このことを MOU に盛り込むためには応用物理学会の承認が必要となるので、将来の検討事項ということで今回は見送られた。

## 2. 韓国光学会との協定

### 2.1 経緯等

韓国光学会 (OSK : Optical Society of Korea) は 1990 年に設立された学会であり、産業界、大学、政府機関等に籍を置く 2000 名弱の会員から構成されている。韓国光学会は光物理、光工学の分野を中心として、電気・電子工学、材料科学・工学、通信工学、コンピューター科学・工学等

を網羅しており、年 2 回の年次大会、国際学会を含む各種学術講演会を主催し、韓国語および英語の論文誌をそれぞれ年 6 回および 2 回発刊している、韓国光学界を代表する学会である。韓国光学会は韓国物理学会、OSA (米国光学会) および SPIE (国際光工学会) と協定を結んでいる。

日本光学会との協定締結の経緯は、2 年前にはじまる。2000 年 2 月に韓国光学会はその 10 周年記念を祝う記念式典に日本光学会、SPIE、中国光学会の代表者を招待した。日本光学会からは、山口幹事長 (当時) が参加した。式典後に開催された役員会において、日本光学会-韓国光学会間交流協定の提案がなされ、検討に入ることになった。交流協定書作成のための日本光学会側の本格的な活動は日本光学会幹事会の基本的な同意を得た後、2000 年 9 月ごろから開始された。最初のたたき台として韓国光学会側から提示されたゼロ次原案を基に、不適切な表現の修正・削除、現段階においては実現困難なこと・先送りすべきこと等について、日本側は国際協力幹事が中心となって幹事会で、韓国側は国際関係理事が中心となって理事会で検討された。多くの検討の結果、2001 年 7 月に最終合意案が作成され、2001 年 9 月発効、2002 年末まで有効の協定書が岩田耕一日本光学会幹事長、高橋信明同国際協力幹事、J. Lee 韓国光学会会長、Cheol-Jung Kim 同国際関係理事により同月に署名された。署名された協定書は 2 通作成され、日韓双方で 1 通ずつ保管している。

### 2.2 協定による特典・義務

協定締結により得られる日本光学会会員の特典は、以下の通りである。

- 1-1) 韓国光学会主催の講演会等に韓国光学会会員レートで参加できる。

- 1-2) 韓国光学会が出版する論文誌に、韓国光学会会員と同等の資格で投稿できる。

また、日本光学会は次の義務を負う。

- 2-1) 国際会議等の共催事業を将来行うよう努力する。
- 2-2) 役員リストを交換する。
- 2-3) 出版物を 2 部、互いに送付する。
- 2-4) 少なくとも年に 1 回、協定内容を雑誌等で自学会員に周知する。

### 2.3 先送りされた検討事項

協定書原案では、日本光学会および韓国光学会が出版する雑誌を、互いの学会の会員が会員レートで購読できるという項目があった。ところが、現在のところ日本光学会が出版する雑誌である「光学」および「OPTICAL REVIEW」には会員購読レートが設定されていない。購読レートの設定には応用物理学会の承認を得る必要があるため、この項

目を協定書に盛り込むためにはさらに検討を要することになる。したがって、今回の協定には盛り込まず、次回の協定改訂時（2003年1月発効予定）に盛り込むべく検討することとなった。将来的には最も大きな会員特典となり得るので、改訂時にはぜひ盛り込んでもらいたい項目である。

## 文 献

- 1) 山口一郎：“センシングとナノテクのための光工学に関する国際会議 ICOSN の開催”，光学，**31**（2002）359-360。（359および349ページに SPIE との交流協定が1987年に締結されたところがあるが1997年の誤りである。）

## 付録 A SPIE との協定書

### A-1：原文

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING BETWEEN THE OPTICAL SOCIETY OF JAPAN (OSJ) AND SPIE-THE INTERNATIONAL SOCIETY FOR OPTICAL ENGINEERING

This Memorandum of Understanding (MOU) is established in recognition of a strong interest in mutual cooperation between OSJ and SPIE. OSJ and SPIE herewith agree to this MOU for purposes of achieving a goal to serve members of the international optical science and engineering community. The terms of this MOU are as follows:

#### 1. Information Exchange

SPIE and OSJ will exchange the following items:

- a. contact information for current officers and staff
- b. information about technical conferences, education programs, exhibitions, and publications
- c. relevant press releases

#### 2. Joint Activities

SPIE and OSJ will pursue the identification of conference and short course subjects of mutual international interest for the purpose of organizing appropriate conferences and short courses on a joint basis. A separate agreement outlining the responsibilities of each organization for logistics, promotions, and finances will be reached for each joint event.

#### 3. Publications

Publications generated by joint activities may be submitted to SPIE Headquarters for publication and sale and may become part of an appropriate publication series. OSJ members may purchase these joint publications at SPIE member rates. SPIE is the sole owner of any publications that result from these joint activities and are published by SPIE Headquarters.

#### 4. Promotion

Each society shall promote events and activities of the other society that may be of interest to their respective members in *oe Magazine* and *Kogaku*. The societies will also establish links to each other's websites on their respective websites.

#### 5. Membership

Members of SPIE may submit papers to OSJ sponsored meetings. Reciprocally, members of OSJ can submit papers to SPIE sponsored meetings.

#### 6. Limitations

Under the terms of this agreement neither SPIE nor OSJ will

be held responsible, directly or indirectly, for any claims of damages arising out of this agreement unless specifically agreed upon in advance.

## 7. Duration

This MOU shall be effective from January 1, 2002 through December 31, 2004. It may be revised or extended after that date as determined by the two societies.

### A-2：和訳

日本光学会 (OSJ) ・ 国際光工学会 (SPIE) 協定覚書

この協定覚書 (MOU) は OSJ と SPIE の相互協力に対する強い関心の認知の基に制定される。OSJ と SPIE は国際光科学/光工学社会のメンバーに奉仕するという目標を達成するためにここにこの MOU に同意する。この MOU の同意事項は以下の通りである。

#### 1. 情報交換

SPIE と OSJ は以下の項目を交換する。

- a. 各幹事及び事務局員に連絡するために必要な情報
- b. 学術会議，教育プログラム，展示会及び出版に関する情報
- c. 関連する出版物

#### 2. 共同事業

SPIE と OSJ は然るべき共催国際会議及びショートコースを組織するために相互に国際的に関心のある講演会及びショートコーステーマの同定を追求する。共同事業においては各種作業，報知，財政に対する両学会の責任分担を概説する個別の協定を結ぶ。

#### 3. 出版

共催事業により発生した出版物は出版及び販売のために SPIE 本部に提出することができ，然るべき出版シリーズの一部となることができる。OSJ 会員は SPIE 会員レートでこれらの共同出版物を購入することができる。SPIE はこれらの共同事業において発生し，SPIE 本部で印刷した全ての出版物の独占的所有者となる。

#### 4. 報知

両学会はそれぞれ互いの学会員が関心を持つと思われる事業及び活動を *oe Magazine* 及び光学において報知する。両学会はそれぞれの Website 上に互いの Website への Link を樹立する。

#### 5. 会員資格

SPIE の会員は OSJ 主催の大会に論文を投稿することができる。逆に，OSJ の会員は SPIE 主催の大会に論文を投稿することができる。

#### 6. 制限

事前に特定の同意した場合を除いて，この協定条項のもとで SPIE と OSJ の両者ともこの協定により生じる損害の全ての賠償要求に対しては直接的にも間接的にも責任を負わない。

#### 7. 期間

この MOU は 2002 年 1 月 1 日に発効し，2004 年 12 月 31 日まで有効であるものとする。その期日後は，両学会の決定により改訂・延長することができる。

## 付録 B 韓国光学会との協定書

### A-1：原文

AGREEMENT between OPTICAL SOCIETY OF JAPAN and OPTICAL SOCIETY OF KOREA

To enhance relations and improve communications, the Optical Society of Japan (OSJ) and the Optical Society of Korea (OSK) agree as follows:

#### 1. Scientific Contacts

The OSJ and OSK will encourage scientific contacts between

members in their respective countries by exchanging information about their activities, particularly about their educational programs, meetings, conferences and publication activities.

## 2. Membership Privileges

Members of OSJ who are not members of OSK will be able to:

- 2.1 Submit papers to OSK meetings on the same terms as OSK members,
- 2.2 Attend OSK meetings at member rates.

Members of OSK who are not members of OSJ will be able to:

- 2.3 Submit papers to OSJ meetings on the same terms as OSJ members,
- 2.4 Attend OSJ meetings at member rates.

## 3. Editorial

Whenever possible, OSJ and OSK will assist each other in providing editorial support for their journals.

## 4. Joint OSJ and OSK Endeavors

- 4.1 OSJ and OSK will look for opportunities to organize short courses, joint topical meetings and joint international conferences.
- 4.2 OSJ and OSK will inform each other of current officers and provide contact information.
- 4.3 OSJ and OSK will mail two copies of their publications to other party.

## 5. Promotion

OSJ and OSK will make reasonable efforts to ensure that these arrangements and privileges are promoted to their members at least once a year, directly or through their respective member journal(s).

## 6. Procedures

- 6.1 For OSK, general inquiries will be handled by the Director of General Affairs and contacts between the two parties will be managed by the Director of International Relations.
- 6.2 For OSJ, general inquiries will be handled by the Secretary of General Affairs and contacts between the two parties will be managed by the Director of International Collaborations.
- 6.3 OSJ and OSK will ensure that the other party is placed on their mailing list to receive announcements and details of all forthcoming conferences and meetings.

## 7. No Joint Venture of Partnership Created

The parties are independent contractors with respect to each other, and nothing herein shall create any association, partnership, joint venture or agency relationship between the parties. Neither party has any right or authority to assume or create any obligations or responsibility on behalf of the other party.

## 8. Duration

This agreement will be in effect on Sep. 1, 2001 and continue till Dec. 31, 2002. Amendments shall be effective by mutual written agreement. The agreement may be extended for further periods subject to agreement and exchange of letters between

the parties.

## B-2: 和訳

日本光学会・韓国光学会協定書

日本光学会 (OSJ) と韓国光学会 (OSK) は、相互関係を高揚し交流を促進するため、以下の協定を結ぶ。

### 1. 科学交流

OSJ と OSK は活動、特に教育プログラム、会合、講演会、出版の各活動についての情報を交換することにより、各々の会員間の科学交流を奨励する。

### 2. 会員の特典

OSK 会員でない OSJ 会員は以下の特典を有する。

- 2.1 OSK 会員と同じ条件で OSK の講演会に講演の申込をすることができる。
- 2.2 OSK 会員と同額の参加費で OSK の講演会に参加することができる。

OSJ 会員でない OSK 会員は以下の特典を有する。

- 2.3 OSJ 会員と同じ条件で OSJ の講演会に講演の申込をすることができる。
- 2.4 OSJ 会員と同額の参加費で OSJ の講演会に参加することができる。

### 3. 編集業務

OSJ と OSK は可能なかぎりにおいて、互いの論文誌に対する編集業務援助を提供しあう。

### 4. 努力規定

- 4.1 OSJ と OSK は、好機をとらえてショートコース、トピカル講演会、国際会議等の共催事業を組織する。
- 4.2 OSJ と OSK は役員名簿を交換し、交流に関する情報を提供しあう。
- 4.3 OSJ と OSK は互いに出版物 2 部を郵送する。

### 5. 特典の報知

OSJ と OSK は、会員に上述の協定に関連する特典が付与されていることを、年一度以上直接又は会誌を通じて報知するよう努力する。

### 6. 手続き

- 6.1 OSK では一般的な照会事項は総務担当理事が担当し、OSJ と OSK 間の交流業務は国際関係担当理事が担当する。
- 6.2 OSJ では一般的な照会事項は庶務幹事が担当し、OSJ と OSK 間の交流業務は国際協力幹事が担当する。
- 6.3 OSJ と OSK は講演会等全ての開催予定行事の案内及び詳細をお互いに受領できるようにする。

### 7. 共同事業創設の排除

両学会は互いに独立した契約者であり、上記の規定により両者間にいかなる連合、提携、共同事業、代行関係も強制されるものではない。また、学会の代表として、互いに義務や責任を創ったり、仮定したりするいかなる権限も有しない。

### 8. 期間

この協定は 2001 年 9 月 1 日をもって発効し、2002 年 12 月 31 日まで続くものとする。改訂は両者の書面による同意を必要とする。両者間の同意及び文書の交換により本協定を延期することができる。